

手続案内

部局名	所属名
健康福祉部	地域福祉課
手続名	
生活困窮者住居確保給付金の支給	
根拠法令	
生活困窮者自立支援法	
条項	
第7条第1項	
手続対象者	
住居確保給付金の支給を受けようとする方	
提出先	
<ul style="list-style-type: none"> ・永平寺町にお住まいの方は福井健康福祉センター ・越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター ・池田町、南越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター武生福祉保健部 ・美浜町、若狭町（旧三方町）にお住まいの方は二州健康福祉センター ・高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町）にお住まいの方は若狭健康福祉センター 	
提出時期	
住居確保給付金の支給を受けようとする時	
提出書類	
<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 2 住居確保給付金申請時確認書 上記1、2に添付する書類	
<ol style="list-style-type: none"> 3 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しのいずれかの写し 	
<ol style="list-style-type: none"> 4 離職関係書類 申請日を起点に2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し 申請日において就業している孤児院の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し 	
<ol style="list-style-type: none"> 5 収入関係書類 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し 	
<ol style="list-style-type: none"> 6 金融資産関係書類 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し 追加提出書類（申請後に提出の必要となる書類）	
<ol style="list-style-type: none"> 7 求職申込関係書類 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称 	
<ol style="list-style-type: none"> 8 入居（予定）住宅関係書類 ・住宅喪失者 	

<p>入居希望住宅の不動産媒介業者等から交付を受けた予定住宅通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅喪失おそれ者 <p>入居住宅の不動産媒介業者等から交付を受けた住宅状況通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者（自治体が求めた場合） ・クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）
<p>手数料</p>
<p>なし</p>
<p>審査基準</p>
<p>住居確保給付金の支給対象となる者は、次のいずれにも該当する生活困窮者である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること 2 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあること 3 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 4 申請日の属する月における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕 5 申請日における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕 6 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと 7 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと 8 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと
<p>標準処理期間</p>
<p>14日</p>
<p>相談窓口</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・永平寺町にお住まいの方は福井健康福祉センター ・越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター ・池田町、南越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター武生福祉保健部 ・美浜町、若狭町（旧三方町）にお住まいの方は二州健康福祉センター ・高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町）にお住まいの方は若狭健康福祉センター
<p>備考</p>
<p>県内各市にお住まいの方は各市福祉事務所にお問合せください。</p>